令和4年度経営発展支援事業における新規就農者育成方針

長野県農政部

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)(以下、「国実施要綱」という)の第7の1に基づき、本方針を作成し公表する。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

- (1) 農地中間管理事業の活用、集落営農組織の育成により、農地面積の 54%を、10,000 の経営体(内集落 営農 350) に集積する。
- (2)長野県内新規就農者数の目標(45歳未満:法人就農者は除く)と実績は以下のとおり。

目標指標	2018年度(H30年度) (人)	2022年度(R4年度目標) (人)			
45歳未満の			農業後継者		新規参入者
新規就農者数	216	250	新規学卒	Uターン	
(単年度)			25	105	120

2 新規就農者に対するサポート内容

- ・新規就農者が就農後(もしくは研修中)「青年等就農計画」の認定を市町村に申請するにあたり、市町村やJAと連携して就農計画の作成を支援。就農計画の内容により、青年等就農資金の活用を図る。
- ・人・農地プランへの位置づけなど、地域と連携して担い手としての位置づけと地域での認知を支援。
- ・県農業農村支援センターや市町村、JA等で構成する就農促進プロジェクト協議会等を通じた、農地・ 住宅・資金の確保や、PALネットながのなど、青年農業者同士の仲間づくり活動の支援をする。
- ・営農に必要な機械、施設の整備に必要な資金については、無利子の制度資金を融通や経営体育成支援 事業の活用などを図る。
- ・農業農村支援センターが実施するニューファーマー研修等の研修や巡回を通じて就農後の経営発展に 必要な栽培や飼養技術、経営管理技術等を習得する。特に青年農業者等育成セミナーを実施して、経 営者としての必要な経営理念などの基礎的な知識の習得を支援する。
- ・市町村による経営開始資金の給付を通じて経営開始後初期の不安定な経営を支援する

3 本事業の交付対象者候補を選定するための要件

- (1)人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体(担い手)として位置付けられている者
- (2) 法人雇用から独立して就農した者
- (3) 別紙による国実施要綱に規定する配分ポイントのうち、対象者区分の項目 (○印があるもの) を全 て満たしている者

4 本事業の交付対象者候補を選定するための都道府県加算ポイントの設定

- (1)人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体(担い手)として位置付けられている者は、5ポイントを加算する。
- (2) 法人雇用から独立して就農した者は、10 ポイントを加算する。
- (3) 対象者区分の項目を全て満たしている者に対して、残りのポイントを平均して配分し加算する。